

条項(省令)	内容	対応	適否
第5条			
1号	信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は煙火にあってはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあってはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。		適・否
1号の2	前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあってはその成分配合比の範囲を、火工品にあってはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。		適・否
1号の3	可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。		適・否
2号	危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。		適・否
3号	危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。		適・否
4号	危険区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。		適・否
5号	危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。		適・否
6号	工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
7号	危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。		適・否
7号の2	電流により作動する機構を持つ火工品を取り扱う危険工室等には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合には、当該火工品が爆発し又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。		適・否
8号	危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。		適・否
9号	危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。		適・否
10号	火薬類の製造上特に温度に関係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。		適・否
10号の2	日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第4条第1項第24号の4の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。		適・否
11号	危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、不具合のある場合は使用しないこと。		適・否
12号	危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。		適・否
13号	危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。		適・否
14号	危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。		適・否
15号	火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。		適・否
16号	火薬類並びにその原料及び半製品(以下この号において「火薬類等」という。)の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
16号の2	原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが飛散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。		適・否
17号	火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。		適・否
18号	火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。		適・否
19号	火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。		適・否
19号の2	前二号及び第28号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。		適・否
イ	一定の日乾場において日乾場において日乾作業を行う場合		適・否
ロ	一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合		適・否
ハ	一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合		適・否
20号	火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。		適・否
21号	容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあってはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあっては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。		適・否
22号	削除		
23号	削除		
24号	外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。		適・否
25号	火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。		適・否
26号	無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができる期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。		適・否
27号	毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。		適・否
28号	赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。		適・否
29号	マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグナリウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によって発火しないような措置を講ずること。		適・否
30号	塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。		適・否
31号	球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。		適・否
31号の2	直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。		適・否
31号の3	球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
32号	赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。		適・否
33号	薬紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。		適・否
34号	静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。		適・否
35号	噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火(以下「手筒煙火」という。)の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。	/	/
	イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。		適・否
	ロ 噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。		適・否
	ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。		適・否
	ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。		適・否
	ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。		適・否
	ヘ 手筒煙火であって、第84条第9号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの(以下「特定手筒煙火」という。)の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。		適・否

火薬類取締法施行規則関係例示基準(製造)

条項	内容	対応	適否
第5条			
6号	施行規則第5条第1項第6号に規定する異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除すること。		適・否
12号	2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて工室又は火薬類一時置場の付近に散水すること。		適・否
	施行規則第5条第1項第12号に規定する機械、器具又は容器を修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 当該工室の外において、修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去した後で修理に着手すること。		適・否
	2. 当該工室の外で修理を行うことが困難である場合には、修理に着手する前に次の措置を講ずること。		適・否
13号	イ 工室内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。		適・否
	ロ 修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。		適・否
	施行規則第5条第1項第13号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときの危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。		適・否
15号	2. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の内面や機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。		適・否
	施行規則第5条第1項第15号に規定する火薬類の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防及び盗難防止のための措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。		適・否
16号の2	2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。		適・否
	施行規則第5条第1項第16号の2に規定する飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、常に清掃し飛散した火薬類が存在しない状態とすること。		適・否
	2. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、発散する可燃性ガスの濃度が爆発下限界の1/4以下である状態とすること。		適・否
17号	3. 1.又は2.の場合において、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散したときは、直ちに車両を停止させ、飛散した火薬類の粉末又は発散した可燃性ガスを除去するまで車両を動かさないこと。		適・否
	施行規則第5条第1項第17号に規定する火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して、一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。		適・否
25号	施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 無煙火薬を火薬類一時置場の内壁から30cm以上離すこと。		適・否
	2. 無煙火薬は次のいずれかを使用して存置すること。		
	イ 枕木		適・否
	ロ すのこ(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの)		適・否
	ハ パレット(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの)		適・否
ニ 棚(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの)		適・否	
25号	施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。		
	1. 荷崩れによる落下を防ぐため平積みとすること。		適・否
	2. 安全に搬出入するため、無煙火薬を積む高さは1.8m以下とすること。		適・否

34号	施行規則第5条第1項第34号に規定する帯電した静電気を有効に除去するための措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 衣類、履物及び必要に応じ手袋は、静電気の帯電を防止するものを着用すること(雷薬又は滝剤の配合又は填薬作業を行う場合を除く。)		適・否
	2. 雷薬又は滝剤の配合又は填薬作業を行う際には、次の措置を講ずること。		
	イ 衣類は、静電気の帯電を防止するものを着用すること。		適・否
	ロ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。		適・否
	ハ ふるい、たらい及び小分け用スコップは導電性のもの(鉄製のものを除く。)を使用すること。		適・否
	() 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第4条第1項第22号の4の基準にも留意すること。		適・否